

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 知財関連無料法律相談のご案内

中国ビジネスを展開する上で大きな障害となっているニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地での R&D 活動・技術ライセンス問題など、知的財産権問題を中心とした法律問題について日本語でご相談に応じます。

実施：ご相談に応じ、調整致します。（原則毎月 2 回、第 2・第 4 水曜日、14:00~17:00 の時間内にて原則 1 時間程度、先着順。）

場所：天達律師事務所内会議室

北京市朝陽区東三環北路 8 号 亮馬橋大厦写字楼 2 座 19 階

担当：天達律師事務所 張青華 弁護士

費用：無料

守秘義務：ご相談いただいた内容については、一切外部公表致しません。

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先まで E-Mail にてお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談希望日時
- ・相談内容（可能な範囲で詳細にご記入ください）
- ・相談者（企業名、氏名）
- ・相談者連絡先（電話、FAX、E-Mail）

<申込先>

JETRO 北京事務所知識産権部

E-Mail : post@jetro-pkip.org

2. 2010 年度調査報告について

JETRO 北京事務所では、2010 年度に以下テーマの調査を実施致しました。調査報告書は、弊所ウェブサイト順次掲載しております。どうぞご利用ください。

[2010 年度実施テーマ一覧]

- ・中国特許制度 Q&A
- ・ITC 産業標準パテントライセンス方式に関する研究：パテントプールライセンスと他のライセンス方式の比較 ※近日掲載予定
- ・新エネルギー分野における先端企業調査研究
- ・中国における知的財産権流通について
- ・知識産権制度における日中翻訳ガイドライン ※近日掲載予定
- ・中国特許侵害訴訟マニュアル
- ・中国特許制度における実用新案権に関する調査報告書

- ・ 中国知財司法統計調査報告書（2009年版）
- ・ 中国商標法改正における若干の問題
- ・ 中国における先使用権の確保に関する調査報告書

▽JETRO 北京事務所 知的財産権部ウェブサイト「調査報告書」

http://www.jetro-pkip.org/html/bgs_6_page_1.html

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 「著作権法」の第三回改正が本格始動（中国新聞出版網 2011年7月15日）

○中央政府の動き

1. 商務部と税関総署が覚書調印、知財保護などで提携深め（商務部公式サイト 2011年7月1日）
2. 国家知識産権局、社会的信用の評価基準確立へ（法制網 2011年6月28日）
3. コンテンツ産業の12次「五ヵ年計画」にアニメ・漫画産業が盛り込まれる（上海証券報 2011年7月8日）
4. 特別行動の成果展示会、11日からオンラインで開催（商務部公式サイト 2011年7月8日）
5. 特別行動に対する第2回検査、14日から実施（国家知識産権網 2011年7月15日）
6. 科学と技術発展の「十二五計画」が公布（新華網 2011年7月14日）
7. 商務部、ネット上の特別行動で829の違法サイト摘発（人民日報 2011年7月20日）
8. 「求是」誌で温総理の文章発表、知財戦略の実施徹底を強調（国家知識産権網 2011年7月19日）

○地方政府の動き

1. 吉林省が新興産業支援策、知的財産権などの出資規制緩和（新文化報 2011年7月1日）
2. 上海市、クリエイティブ産業促進意見発布、保護と活用を強調（上海市知識産権局公式サイト 2011年6月28日）
3. 遼寧省、知的財産権担保融資の支援策を発布（国家知識産権網 2011年7月7日）
4. 雲南省、知的財産権人材百名育成計画をスタート（国家知識産権網 2011年7月15日）
5. 北京中関村、海外から優秀な人材1000人を招致、今後5年間で（人民日報 2011年7月13日）
6. 福建省、企業21社の輸出許可証を取消し、知財侵害で（中国新聞網 2011年7月21日）
7. 上海税関、知財権保護ネットワーク構築へ（中広網 2011年7月19日）

○司法関連の動き

1. 海南省高裁、知的財産権の司法保護状況報告書を発表（法制網 2011年7月1日）
2. 判決不履行者のブラックリスト作成を検討、最高裁が対策強化へ（新京報 2011年7月

月 6 日)

3. 北京高裁、ネット紛争調停の外部委託で活動規則作成 (法制晩報 2011 年 7 月 4 日)
4. 著作権侵害事件、半分以上がネット関連 最高裁発表 (法制日報 2011 年 7 月 22 日)

○統計関連

1. 1~5 月の成約額は 42%増、北京市の技術取引 (国家知識産権網 2011 年 7 月 4 日)
2. 世界イノベーション指数 2011 年版、中国が初の 30 位入り (中国放送網 2011 年 7 月 1 日)
3. 全国の工商当局が違法事件 14 万 6 千件摘発、特別行動で (工商総局公式サイト 2011 年 7 月 8 日)
4. 2010 年、中国アニメ産業の市場規模が前年比 27.8%増 (新華網 2011 年 7 月 8 日)
5. 上半期の特許出願が 21.8 万件、登録が 8.3 万件 (国家知識産権網 2011 年 7 月 18 日)
6. 2010 年、EPO が受理した中国からの特許出願は大幅増 (新華社 2011 年 7 月 15 日)
7. 上半期のソフトウェア著作権登録 4 万件突破 過去最高 (国家知識産権網 2011 年 7 月 13 日)
8. 1 万人当たりの特許保有件数が 2 件に (国家知識産権網 2011 年 7 月 20 日)

○その他知財関連

1. 在日中国大使館：京滬高鉄に完全な知財権を有する (国家知識産権網 2011 年 7 月 1 日)
2. 第 20 回全国発明展覧会が開催へ、来月 19 日 (新華網 2011 年 7 月 8 日)
3. 淘宝网が取引システムを改善、知財保護強化目指し (新民網 2011 年 7 月 22 日)
4. 中国の自動車市場 自主ブランドメーカーが苦戦 長春モーターショー (新華網 2011 年 7 月 21 日)

=====

●ニュース本文

○中央政府の動き

★★★5. 特別行動に対する第 2 回検査、14 日から実施★★★

昨年 10 月から今年 6 月までに展開されていた、知的財産権侵害とニセモノ製造販売を摘発する特別行動の効果を確認するために、国務院は第 2 回の検査活動を今月 14 日から 21 日にかけて全国で実施することを決定した。

監察部と農業部、商務部、工商総局、質検総局、版權局、知識産権局の責任者がそれぞれリーダーを務める七つのチームで、河北、山西、遼寧、上海、江蘇、浙江、安徽、福建、河南、湖北、湖南、広東、重慶、甘肅の 14 地域を廻り、重点地域や重点分野の摘発効果とソフトウェアの正規版導入作業の進捗状況などを検査する。特別行動の成果を確認するとともに、侵害行為の多発する原因を特定し、知的財産権保護の抜本的措置や長期的体制の整備に向け調査研究を進めることが狙いだという。(国家知識産権網 2011 年 7 月 15 日)

★★★8. 「求是」誌で温総理の文章発表、知財戦略の実施徹底を強調★★★

中国共産党の中央理論誌「求是」は最新号で、國務院の温家宝総理の文章「科学技術活動をめぐる幾つかの問題」を掲載した。温総理は文章の中で、知的財産権戦略を確固不動として実施し、知的財産権の保護強化とイノベーション意欲の向上に取り組むことを求める上、社会全体で知識と人材、労働、創造を尊重する雰囲気醸成しなければならないと指摘した。

文章ではまた、科学技術の発展を急ぐことは国際競争に全面的に参加し、新しい技術革命と産業革命のチャンスをつかみ、経済と技術の飛躍的發展を実現するための戦略的任務だとし、中国の発展を制限するボトルネックとなる問題の解決には、改革開放と科学技術の進歩が必要不可欠で、中国の経済と社会の発展を推し進める二つの根本的な推進力であるとの認識を強調した。(国家知識産権網 2011年7月19日)

○地方政府の動き

★★★3. 遼寧省、知的財産権担保融資の支援策を公布★★★

特許権と著作権、半導体回路配置利用権の活用とこれら権利を担保とする融資の促進で中小企業の資金繰りを支援するための遼寧省の「特許権、著作権、半導体回路配置利用権担保融資の暫定弁法」がこのほど発表された。遼寧省知識産権局、中国人民銀行瀋陽支店、中国銀行業監督管理委員会の遼寧監管局、遼寧省版權局、遼寧省の金融活動弁公室、経済と情報化委員会、中小企業庁が共同で作成した。「国家知的財産権戦略綱要」の実施徹底にあわせ、銀行と企業間の提携促進と、特許の実用化をサポートする政策的環境の整備に向けた重要な施策と見られる。

暫定弁法には特許権や著作権、半導体回路配置利用権を担保とする融資の用途と要件、融資額、期限と利率、申請手続き、融資の管理、実施方法に関する詳細な規定が取り込まれている。中小企業の資金繰り改善とイノベーション促進、さらに省の経済発展モデルの転換と産業構造のアップグレードに寄与することが期待される。(国家知識産権網 2011年7月7日)

★★★4. 雲南省、知的財産権人材百名育成計画をスタート★★★

雲南省知識産権局は省の知的財産権戦略の徹底に向けた取組の一環として、今年中に知的財産権分野の人材100名を育成する計画をスタートした。省内の企業と研究機構などから専門技術や知的財産権の管理に携わる者およそ150人を選定し、知的財産権法律や関連業務の研修を実施することとなる。

省知識産権局の関係責任者によると、育成計画は▽知的財産権管理分野の人材、▽知的財産権の研究と教育分野の人材、▽特許弁理士の資格取得と就業——の三部分から構成される。省知識産権局はまた、研修参加者による2011年度の全国特許弁理士試験の受験を奨励し、合格者に最高5000元の報奨金を与える方針を明らかにした。(国家知識産権網 2011年7月15日)

○統計関連

★★★1. 1～5月の成約額は42%増、北京市の技術取引★★★

北京市の技術取引市場は1～5月の成約件数が18326件、前年の同じ時期より18%増加し、成約額が970億8千万人民元で同42%増加した。このほど開かれた「北京市技術市場發展情勢報告会」で明らかになった。

技術移転先を見ると、北京市が32.4%、国内他地域が43.5%、輸出が24.1%となっている。特に北京市が技術移転先となる成約件数は右肩上がり増加し、5月は前年同時期より倍増したなど、その急成長ぶりが注目を集めている。技術分野については、現代交通がトップで成約件数全体の39.7%を占め、2位の電子情報が21.9%であった。

ハイテク企業が移転元である技術取引契約の昨年の成約額は全体の80%にあたる1232億5千万人民元で、2005年より3.2倍増加している。全国の成約額で見ても三分の一となっている。この内、重大技術契約が北京市の成約総額に占める比率は83.4%、技術輸出契約が89.1%、ノウハウ輸出契約が80.8%であった。(国家知識産権網 2011年7月4日)

★★★5. 上半期の特許出願が21.8万件、登録が8.3万件★★★

今年上半期に国家知識産権局で受理された特許出願が21万8千件、実用新案出願が24万5千件、意匠出願が21万3千件、三種類をあわせて67万6千件に達し、前年より44.8%増加した。登録件数では三種類をあわせて44万5千件、同24%増だった。出願件数も登録件数も急速に増加している。国家知識産権局の関係責任者が7月13日明らかにした。

出願件数の中、国内出願が61万4千件で前年の同じ時期より49.4%増、国外出願が6万2千件で同10.7%増となっている。職務出願が全体の61.2%にあたる37万6千件で57.3%増加し、非職務出願が23万8千件で38.4%増加した。出願件数の成長には主に企業が寄与していることが伺える。特許出願の内訳は国内出願が16万5千件で43.5%増、国外出願が5万3千件で8.2%増だった。

登録件数についてはそれぞれ、特許が8万3千件、実用新案が18万6千件、意匠が17万6千件で、権利者の国別で見れば、国内が40万7千件、国外が3万8千件となっている。(国家知識産権網 2011年7月18日)

★★★7. 上半期のソフトウェア著作権登録4万件突破 過去最高 ★★★

2011年上半期に、中国のソフトウェア著作権登録件数は4万4678件と初めて4万件を突破し、再び過去最高を記録した。前年同期と比べると9776件、28.01%の伸びだ。登録件数は急速に増加し続けている。中国版權保護センターが12日、明らかにした。

上半期の登録件数を登録者の所在地別にみると、北京市、広東省、上海市、浙江省、江蘇省が第1—5位を占めた。昨年同期と比べ、登録件数が大きく増えたのは湖北省、陝西省、広東省、浙江省、山東省で、増加率は30%を超えた。そのうち最も増えたのは広東省で、2339件増加し、増加率が最も高かったのは湖北省で、47.32%だった。北京、広東、上海、浙江、江蘇の合計登録件数は3万1413件で、全体の70.31%を占めた。

上半期のソフトウェア著作権登録のうち、クラウドコンピューティング、「物聯網 (IOT: Internet of Things、モノのインターネット)」などの新興技術に関するものが急増した。そのうちクラウドコンピューティング関連が昨年同期比268.97%増の107件、物聯網関連が424.24%増の173件。ゲーム関連は昨年上半期の増加率が73.47%だったのに続き、今年上半期は94%増の2359件で、高い伸び率が続いた。(国家知識産権網 2011年7月13日)

★★★8. 1万人当たりの特許保有件数が2件に★★★

中国の人口1万人当たりの特許保有件数(香港、マカオ、台湾を除く)は2011年6月末現在、昨年末の1.7件より0.3件増の2件に達した。第十二期五年計画に取り込まれ

た「人口1万人当たりの特許保有件数が3.3件に」との目標に向け確実な一步を踏み出した。国家知識産権局の最新統計でわかった。

有効特許件数は2011年6月末までに62.7万件で昨年末より11.0%増加し、有効実用新案は同14.5%増の98.2万件、有効意匠は同11.9%増の88.7万件となっており、三種類権利があわせて249.6万件で、昨年末の221.6万件より12.6%増加した。

有効特許の中、内国は30.2万件、昨年末の25.8万件より48.2%増え、外国は32.5万件、昨年末の30.7万件より5.9%増えた。両者の格差は縮小傾向にあることが伺える。

国内有効特許の内訳では、企業によるものは15.7万件で昨年末より18.9%増、大学は6.3万件で同じく18.9%増、研究機構は2.6万件で13.0%増、個人は5.4万件で12.5%増だった。企業の保有する有効特許件数が全体に占める比率は一段と向上し、52.0%となっている。(国家知識産権網 2011年7月20日)

○その他知財関連

★★★1. 在日中国大使館：京滬高鉄に完全な知財権を有する★★★

在日中国大使館は29日に定例記者会見を開き、大使館報道官のトウ偉参事官は中国が海外で高速鉄道に関する特許を出願することについて質問に答え、「中国は京滬高鉄（北京—上海高速鉄道）について、完全な知的財産権を持っている」と強調し、日本の技術を「剽窃」したとの見方を強く否定した。

トウ報道官は「中国の高速鉄道建設は、すでに10年間の歴史を経ている。初期の段階では一部の国の先進技術を導入して、最高時速200—250キロメートルの路線を建設した。そして、中国は巨大な努力をして、技術を絶え間なく刷新し、各種の難題を開発、最高時速350キロメートルを基準とする路線建設をするようになった。外国技術を剽窃したわけでは、決してない」と述べた。

さらに、「中国の鉄道分野で目下のところ、知的財産権が原因の外国企業との紛糾は発生していない。中国は高速鉄道建設に当り、知的財産権の創造と保護、管理、応用を極めて重視している」と主張した。

鉄道部の発表によると、中国は2003年以来、高速鉄道に関する特許1902件を出願し、うち1421件が認められ、481件が受理され審査中という。(国家知識産権網 2011年7月1日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公楼7003 郵編100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京事務所知的財産権部 部長 谷山 稔男

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局(SIPO)より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved